

崎門学報

第六号
平成28年1月31日
崎門学研究会



目次

靖献遺言を読む

一面 靖献遺言を読む

五面 梅田先生墓参観告白

六面 崎門列伝⑤山口春水

八面 尚友会裏記録

九十二面 皇統護持論

日韓合意

『靖献遺言』を読む 諸葛亮から陶潛へ

卷の二、諸葛亮

(前号の続き) 次に諸葛亮です。前述の様に、絅斎は諸葛亮を字の孔明とは呼ばずに、あえて諸葛亮と呼んでおりますが、これは内外の別を正しシナ崇拜を廢する崎門的な態度です。諸葛亮といえば『三国志演技』で御馴染みであり、そのもつばらの評価はどう云えども、赤壁の戦いにおける采配振りからイメージされる様に、深謀詭計を事とする天才軍師といつたものだと思いますが、『靖献遺言』では、あえて諸葛亮を天才軍師として評価するのではなく、漢室の正統を継いだ劉備に忠節を尽くした忠臣として称賛しております。小生などは歴史の素人ですが、歴史の実像から云つても劉備を天才軍師として捉えることは疑問があります。なぜなら、「天下三分の計」が成就し、蜀が荊州と益州を股にした後で、諸葛は幼帝劉禅に『出師表』を獻じて北伐に乗り出しますが、ただ単に軍略の上で國家の存続をのみ考えるのであれば、當時国力費で蜀の七倍あるとされた魏に遠征して國力を

を疲弊させるのは、合理的ではなく、むしろ三国鼎立して勢力均衡を保つのが上策である様に思えるからです。事実、諸葛亮は、劉備の死後、八年の間に前後五回に亘る北伐を行いましたが、これらはすべて失敗しているのであり、『三国志正史』を書いた陳寿も「毎年軍勢を動かしながら、よく成功を収めることができなかつたのは、思うに、臨機応変の軍略は、彼の得手でなかつたからであろうか」とすら述べております。



<諸葛亮>

では端的に云つて、諸葛亮の何が偉いのか。『靖献遺言講義』における近藤啓吾先生の解説によると、藤田東湖の父である藤田幽谷は、諸葛亮の眞面目を、その出處進退における「謹慎」のなかに見出したといいます。な

にが「謹慎」か。第一に、彼は自らの主君として曹操ではなく、敢て漢室の正統を継ぐ劉備に仕えました。彼は漢末の動乱を避け、荊州に住んでいました。彼は漢末の動乱を避け、荊州を平定し、さらには長江を遡って成都を降り、益州をも手に入りました。かくして「天下三分の計」の基礎は確立したのであります。そんな中、建安二十五年に曹操が死んでその跡を継いだ曹丕は、漢の献帝から帝位を篡奪して自ら皇帝を名乗り、国号を魏と称しました。それ以前から、曹操は皇后の伏氏および皇子二人を暗殺し、娘を皇后に立てて着々と篡奪の用意を進めておりましたが、献帝の廢位によつて前後を通じて四百二十六年続いた漢はここに亡んだのでした。献帝が曹丕に害されたという噂を伝え聞いた劉備は、全国に喪を発し、自ら蜀の帝位に就いて(昭烈皇帝)、諸葛亮を丞相に任命します。これについて近藤先生は「献帝に嗣がなく喪につとめるものなき以上、同性の劉備が喪主となるのは当然といつよい」と述べられ、強斎先生の講義でも「天子の御座る内は、ようても悪うてもそれが時の帝じやによつて何時迄も正統、たゞへ太子ですからが位に就く筈はない。既に天子の御座らぬからは、もはや天下に主がない。すれば誰か有らぶ、蜀の劉備は正統じやによつて、献帝の喪を採り行うて天子の位に就かれたぞ。天子の敵にとらはれてござりてそれが害にあはれたとき、それからそれへ直の正統の伝でなうても、遙に其方を挙げて、天下全体の正統でさへあれば、即位する筈のこと。」と述

漢室の正統としての蜀

では端的に云つて、諸葛亮の何が偉いのか。『靖献遺言講義』における近藤啓吾先生の解説によると、藤田東湖の父である藤田幽谷は、諸葛亮の眞面目を、その出處進退における「謹慎」のなかに見出したといいます。な

一です。

周知の様に、その後、劉備は呉の孫權と同盟して曹操を赤壁に破り、荊州を平定し、さらには長江を遡つて成都を降り、益州をも手に入りました。かくして「天下三分の計」の基礎は確立したのであります。そんな中、建安二十五年に曹操が死んでその跡を継いだ曹丕は、漢の献帝から帝位を篡奪して自ら皇帝を名乗り、国号を魏と称しました。それ以前から、曹操は皇后の伏氏および皇子二人を暗殺し、娘を皇后に立てて着々と篡奪の用意を進めておりましたが、献帝の廢位によつて前後を通じて四百二十六年続いた漢はここに亡んだのでした。献帝が曹丕に害されたという噂を伝え聞いた劉備は、全国に喪を発し、自ら蜀の帝位に就いて(昭烈皇帝)、諸葛亮を丞相に任命します。これについて近藤先生は「献帝に嗣がなく喪につとめるものなき以上、同性の劉備が喪主となるのは当然といつよい」と述べられ、強斎先生の講義でも「天子の御座る内は、ようても悪うてもそれが時の帝じやによつて何時迄も正統、たゞへ太子ですからが位に就く筈はない。既に天子の御座らぬからは、もはや天下に主がない。すれば誰か有らぶ、蜀の劉備は正統じやによつて、献帝の喪を採り行うて天子の位に就かれたぞ。天子の敵にとらはれてござりてそれが害にあはれたとき、それからそれへ直の正統の伝でなうても、遙に其方を挙げて、天下全体の正統でさへあれば、即位する筈のこと。」と述

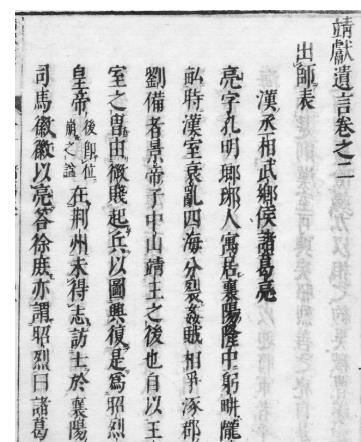
べられています。しかしその後では、「唐の玄宗の蜀へ逃れられた跡に肅宗の即位せられたは奪といふもの。天子の名代になつて賊を討たるるなればよいに、是は肅宗の誤りぞ。同じ正統の筋目でも継ぐべき筈でない繼は、竊んだといふもの。」とも述べ、如何なる事情ありといえども、天子がご在世の内に、その正統を継ぐ者が帝位に就くのは帝位を竊んだのと同じだと言われております。ちなみに、シナの史書では、司馬温の『資治通鑑』が、蜀は漢の後継とは云つても献帝は曹丕に禅譲したのであり、代々の年紀も残つていなければから魏が正統と記したのに対し、朱子の『通鑑綱目』では、これを大なる誤りとし、献帝の譲位は禅譲と云つてもその実は刃を以て強奪したのと同じだとして、あくまで蜀を正統と記しております。

臣下としての分別

さて、荊益を跨有した劉備ですが、かねてから荊州を欲していた孫權は、曹操と結んで劉備との盟約に背き、不意に襄陽を攻めて荊州の留守を任されていた関羽を殺します。これに怒った劉備は呉の討伐に向かいますが大敗し、永安の白帝城で危篤に陥りました。その時、劉備は諸葛に蜀の後事を託して「君必ず能く終に大事を定めん。嗣子輔くべくばこれを輔けよ。その不可なるが如き、君みづから取るべし」、すなわち「君ならば必ず興漢討賊の大事を遂げうるであらう。太子が天

下を治めるに足る器量の人物ならば輔けられよ。もし役に立たぬものであるならば、君みづから天下を取つてこれを治められよ。必ず賊の手に渡さるるな」と言つたのに対し、諸葛は涙を流して「臣敢へて股肱の力を尽し、忠貞の節を効し、これに継ぐに死を以つてせざらん」と答えたのでした。事実、劉備の死後も諸葛はこの誓いに背かず、劉備の嗣子で後帝になつた劉禅への臣節を終生貫き通しました。劉備亡きあと、蜀の全権は諸葛の一手に帰したのでありますから、彼が劉禅から帝位を奪つて皇帝になることは容易い仕業であつたでしょう。それでも君臣の分を弁え、篡奪しなかつた。これが、諸葛が「謹慎」なる所以の第二です。

『遺言』には「政事ことごとく決を取る。亮乃ち官職を約し、法制を修め、教を郡下に発して以て直言を求む」とあり、その政治が公正にして廉潔であったことが伺えます。しかも諸葛は蜀の内治に飽き足らず、興漢討賊という劉備の遺詔を実現するために、南方を平定して後顧の憂いを断ち、建興五年、ついに天下統一のために北征を開始します。そのとき、諸葛が出陣に際して劉禅に上表したのが『出師表』であり、『遺言』もまたこの文章を諸葛亮の遺言として収めております。内容は、劉禅に、賢臣たちの忠言をよく聞いて公正な政治を行ひ、興漢討賊という先帝の遺詔を追い求めることを懇々と説諭しております。



〈出師表〉

して後『出師表』と呼ばれるものです。この後『出師表』に関しては、陳寿の『三国志正史』には収録されておらず、からうじて裴松之の『三国志註』に収録されているのみであることから、近藤先生いわく、後世の創作の可能性があるということです。しかしてその内容は、前回の敗戦に懲り、群臣の間に瀰漫していた非戦論の非を論じ、大義のために北征のやむなきを説いたものですが、印象的なのは、最後のくだりで、「それ平にし難きものは事なり」と始め、有名な一節、「臣鞠躬力を尽くし、死して後已まん。成敗利鈍に至りては、臣の明能く逆じめ観るところにあらざるなり。」と結んでおります。つまり勝敗は時の運、誰も将来を予見できないから、大義の為に全力を尽くす他ないというのです。この言について近藤先生は、幕末の歌人にして志士の佐久良東雄が、「神國は神の教えを尽くし果て、たゞむたへじは神のまにまに」と詠われたのと同じ心であると述べられています。

その後、関中に出て諸葛亮は、魏の将軍、司馬懿と対陣しましたが、懿は諸葛を恐れて最後まで戦おうとせず、結局、五丈原の陣中にて病没しました。ときには建興15年8月、五十四年の生涯でした。彼の亡骸は遺命通り、漢中の定軍山に葬られましたが、その墳墓は質素なものでした。また、清廉な諸葛らしく、死して後に余財を遺さなかつたといい

父子三代にわたる忠節

さて、諸葛亮の爵は、子の諸葛瞻（セン）が継ぎました。劉禪の炎興元年五月、魏将の鄧艾（トウガイ）は蜀に侵攻し、諸葛瞻が防戦に参じます。鄧艾は、諸葛瞻の元に使者を送り、「もし降伏すれば、鄧邪王にしよう」と言つて誘惑しましたが、瞻はこれに怒つて使者を斬り、ついには艾の攻撃を受けて戦死しました。さらに瞻の子の諸葛尚は、同じ陣におりましたが、慨嘆して「父子、ともに国の重恩を蒙つた身、これ以上生きてゐたとて、何の用に立たう」と言つて馬に鞭打ち、敵陣に突入して壮烈な戦士を遂げたのでした。絅齊は『講説』で、この父子三代に亘る勇敢な戦死を、「忠義の家風伝わりて三代まで討死せり。日本で楠正成・正行・正儀が如し」といつて称賛しております。このように、自ら死んで後世の模範となり、子々孫々に亘つて天子に忠義を尽くした点が、諸葛の「謹慎」なる所以の第四です。

林強齊は、「講義」でこれらの顛末を評し、「窮り切つた時は、城を枕に討死す筈のこと。それじやに劉禅の此の様に腰の抜けた大臆病の仕方で漢家四百年の辱をかいたが、北地王（謙）の仕方で、又高祖以来四百年の光を表すぞ。是も親の降参せられたからはといふことあれども、代々漢の天下を棄てて賊に下るといふことはないぞ。何ほど敵に降したとて、同じ様に降する義はない。」と說いたうえで、さらに我が国で「後醍醐天皇に従つて高氏に降するもあり、皇子を（新田）義貞に附して北国に遣わされたとき、高氏が天皇の勅じやというて高氏に従えとの似せ勅書を書いて軍兵にみせたれば、瓜生判官其の外大義を知らぬ武士ども、皆高氏に降した。忠義を知りた者は皆義貞に従ひて宮方へ参りた。爰が大きに紛しい処じや。此の天子の命が真実にしてからが不義といふもの。何ほど天皇でも高氏と和をなされ、その上降参せよと仰せられるれば、天下全体の賊を討つという大義を忘れたというもの。すれば勅でからが従う筈はない。況や似せ勅書を信じて降するは、其の上の又不義といふもの」と述べております。これはどういうことかというと、湊川の戦いで敗北後、後醍醐天皇は比叡山に遷座し給い、新田義貞率いる官軍は高氏率いる賊軍と戦いました。しかし近江を押えた佐々木道誉によつて、琵琶湖からの比叡山への補給路を断たれた官軍は兵糧に窮しました。そんななか、高氏は後

醍醐天皇に密書を出して和睦を申し入れ、京都への還幸を促したところ、天皇は義貞等には一言も告げずに山門を出御遊ばされたのです。これに気づいた義貞の家臣、堀口貞満は鳳輦の轅に取り付いて帝をお諫めし、還幸を押し留めたのでした。天皇は誤りを悟り、東宮に譲位した上で、義貞に東宮を奉じて北越に下向するよう命じられ、御自らは偽の三種の神器を擁して、京都の高氏方に投降し給うたのであります。案の定、高氏によつて御所に幽閉されてしましました。一方、北国に逃げ落ちた義貞一行は、寒さで凍え死ぬ者が相次ぎましたが、越前の豪族であつた瓜生判官保は一行を奉迎し、酒肴と兵糧暖衣を献上しました。ところがその後、足利方は、後醍醐天皇より出されたといって、義貞追討の偽の縊旨を瓜生に送つたため、瓜生は心変わりして、高氏に降りました。強齋が「大義を知らぬ」と言つてゐるのはこのことを指します。

しかしくら天皇とはいえ、高氏の和睦を鵜呑にして還幸を思し召し、天皇に身命を捧げた忠臣たちを見捨て、皇祖から受け継いだ御位を譲位してまで、敵方に投降されると云つたことが、はたして君主の道として許されるのでしょうか。この問題に関連して、絅斎は『三国正統弁』のなかで次の様に記しております。「獻帝は漢の君なり。漢を以て人与え、その意に出づれば、則ち何ぞ不可と為さんや、と。曰く。是則ち所謂大義の関る所にして、究窮せざるべからざる者なり。夫

世子孫の敢て自ら専らにするを得る所に非ず。故に獻帝たる者、若し兵尽き力尽き、宗廟社稷得て守るべからずば、則ち自殺して可なり。戦死して可なり。此れ亡國の君正統を守りて先帝に報ゆる所以、不易の常体なり。然らずして軽く祖宗の天下を以て人に与ふれば、則ち敵国賊徒を論ずるなく、親戚族類と雖も、皆自ら祖宗に背かんのみ。國家を滅ぼすの罪、豈逃れ得ん焉乎。是を以て獻帝と雖も天下を以て人に与ふれば、則ち均しく之を名づけて賊と曰ふのみ。」

前述のように崎門学は『拘幽操』でその極致を見たように、「君君たらずとも、臣臣たらざるべからず」という臣道を明らかにしますが、一方で絅斎は、上述の様に、「君を輕しどし、宗廟社稷を重しとなす」という君道を説いているのであり、この二つのテーマのせめぎあいにこそ、崎門の醍醐味があると思います。また同様の問題は、第五巻で登場する文天祥が、元軍に囚われた徳祐帝に代えて端宗、次いで祥興帝を奉じたところで問題になりますが、それについては後述いたします。

卷の三、陶渙

世子孫の敢て自ら専らにするを得る所に非ず。故に獻帝たる者、若し兵尽き力尽き、宗廟社稷得て守るべからずば、則ち自殺して可なり。戦死して可なり。此れ亡国の君正統を守りて先帝に報ゆる所以、不易の常体なり。然らずして軽く祖宗の天下を以て人に与ふれば、則ち敵国賊徒を論ずるなく、親戚族類と雖も、皆自ら祖宗に背かんのみ。國家を滅ぼすの罪、豈逃れ得ん焉乎。是を以て獻帝と雖も天下を以て人に与ふれば、則ち均しく之を名づけて賊と曰ふのみ。」

前述のように崎門学は『拘幽操』でその極致を見たように、「君君たらずとも、臣臣たらざるべからず」という臣道を明らかにしますが、一方で絅斎は、上述の様に、「君を輕しどし、宗廟社稷を重しとなす」という君道を説いているのであり、この二つのテーマのせめぎあいにこそ、崎門の醍醐味があると思います。また同様の問題は、第五巻で登場する文天祥が、元軍に囚われた徳祐帝に代えて端宗、次いで祥興帝を奉じたところで問題になりますが、それについては後述いたします。

こと陶淵明が賦した『帰去來辭』における最後の一節、「かの天命を楽しみ復たなにをか疑はん」に展開します。これについては後述します。陶潛は、陶淵明の本名です。絅斎は例によつて淵明を字ではなく本名で呼んでおります。一般に陶淵明といえば、「田園詩人」または「隱逸詩人」として知られ、高趣にして風雅な詩風が特徴とされています。よつてそこから連想されるイメージは、世捨て人や放浪詩人といったもので、およそ崎門学とは関係がなさそうにも思えますが、絅斎は、この陶潛を、晋の遺臣として臣節を貫いた人物としてとらえました。これは『通鑑綱目』において、陶潛を「晋の徵士」として称えた朱子の影響だそうです。「徵士」とは王朝の变革に際し徵せられるも節を守つて出でざる人物の称ですが、『遺言』の巻頭では陶潛を「徵士」ではなく、「晋の処士」と称しております。

近藤先生いわく、これは「徵士」を一見、徵された士と誤解する恐れのあるのを避けたものだということです。またこの「処士」の語については、近藤先生『講義』の註にも引かれておりますが、絅斎の『講義』に「大凡身天下国家の軽重にかかること有りて、故有り見る有りて仕えざる者之を処士と謂う。」と述べ、さらに強斎藤の『講義』では「処士と云うあしらいは、一通りわけ有りて牢人（浪人）して居て君臣の大義を失わず、義なりに退いて居る者を処士と云う。それを知らずにただ牢人でさえあれば処士と心得たり、子に

知行ゆずりて我は隠居してそれを処士と心得るは、甚だしい不礼と云うもの」と述べられており、特別な意味が込められています。



〈陶潛〉

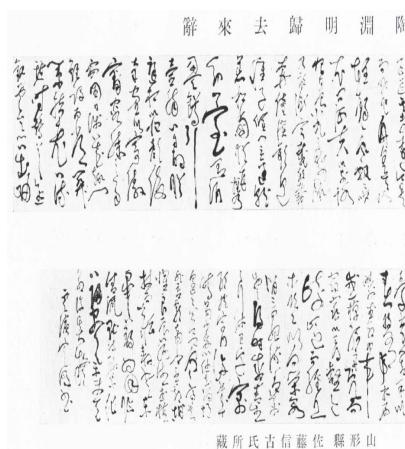
官を辞し『帰去來辭』を賦す

陶潛は、魏晋南北朝時代の三百六十五年、晋の潯陽柴桑（現在の江西省九江県）に生まれました。彼は晋の大司馬であつた陶侃の曾孫

で、若くして高い理念と遠い見識があり、世俗に妥協しないでおりましたが、親が老い、家が貧しいために、州の校長になつて糊口を出しのぎました。しかし官吏の職に耐える事が出来ず、早々に職を辞して郷里で貧しい農耕を生活を送り平然としておりましたが、ついに病を発し、その体は瘦せ劣る一方であります。これを見た江州刺史（長官）の檀道濟は、陶潛に上質の米と肉を送りましたが、潛は手を振つてその申し出を断つたといいます。

その後、四十一歳のときに鎮軍建威参軍という地方軍團の幕僚になり、さらにはほうとうくという県の長官になつて再び仕官しましたが、仕官してわずかに八十数日、上級役所の監査官が派遣されて来たのを礼服を着て出迎えるように命じられたのに對して「吾れいづくんぞ能く五斗米（わづかの俸給）の為めに腰を折りて郷里の小児に向はんや」と言い放ち、その日の内に職を辞して、その心境を冒頭の『帰去來辭』の詩に賦したのでした。ただ、この真相について近藤先生は、「真相は、貧苦のため淵明は已むを得ず官途に就いたものの帰隱の志抑へがたかつたが、たまたま妹の死という事が生じ、その喪に走るといふを口実として辞任を遂げたものであらう。」とし、「けだし五斗米云々は、彼の詩に時として見える激烈豪放の語によつて後人が創作した物語といふべきであらう」と述べられています。

陶潛は、魏晋南北朝時代の三百六十五年、晋の潯陽柴桑（現在の江西省九江県）に生まれました。彼は晋の大司馬であつた陶侃の曾孫で、若くして高い理念と遠い見識があり、世俗に妥協しないでおりましたが、親が老い、家が貧しいために、州の校長になつて糊口を出しのぎました。しかし官吏の職に耐える事が出来ず、早々に職を辞して郷里で貧しい農耕を生活を送り平然としておりましたが、ついに病を発し、その体は瘦せ劣る一方であります。これを見た江州刺史（長官）の檀道濟は、陶潛に上質の米と肉を送りましたが、潛は手を振つてその申し出を断つたといいます。



〈梅田雲浜直筆『帰去來辭』〉

が、仕官してわずかに八十数日、上級役所の監査官が派遣されて来たのを礼服を着て出迎えるように命じられたのに對して「吾れいづくんぞ能く五斗米（わづかの俸給）の為めに腰を折りて郷里の小児に向はんや」と言い放ち、その日の内に職を辞して、その心境を冒頭の『帰去來辭』の詩に賦したのでした。ただ、この真相について近藤先生は、「真相は、貧苦のため淵明は已むを得ず官途に就いたものの帰隱の志抑へがたかつたが、たまたま妹の死という事が生じ、その喪に走るといふを口実として辞任を遂げたものであらう。」とし、「けだし五斗米云々は、彼の詩に時として見える激烈豪放の語によつて後人が創作した物語といふべきであらう」と述べられています。

晋の遺臣としての節操

その後、晋は安帝の時代に至り、劉裕なる人物は晋の臣下でありながら、帝を東堂に幽閉して恭帝を擁立し、さらに恭帝を廢して晋を滅ぼし、自ら皇帝と称して国号を「宋」と改めました。この劉裕が初代の武帝であり、二代の文帝は、特旨を以つて陶潛を招聘しましたが、彼は三王朝に仕えることを恥じ、あくまで晋の遺臣として生涯を終えたのでした。そんな陶潛の遺言として絅斎が掲げた二句は、「讀史述（史を読みて述る）」は、陶潛が司馬遷の『史記』を読んで感ずるところを述べた詩であり、遺言ではその内、武王の放伐を諫め、首陽山にこもつて餓死した聖人とされた伯夷と叔斂への思いを賦しています。その内容はこうです。「二子国を譲り、海隅に相將ふ。天人命を革め、景を絶ち窮居す。采薇高歌、黃虞を慨想す。貞風俗を凌ぎ、ここに懦夫を感じず。」近藤先生の口語訳を引用いたしましたと「伯夷、叔斂の兄弟、國を譲り合ひ、互ひに受けることができぬといふことにて、手を携へて北海のほとりに隠れたが、武王起つて殷を亡ぼし新たに周を建てるや、姿を隠して首陽山に入り、蕨を採つて生命をつなぎつつ、高歌して古の聖代、黄帝や堯舜の世を偲んだことであつた。その貞（ただ）しい義風は、頗れゆく世俗を抑へて、懦夫の心まで感憤せしめる。」ということで、この詩は陶潛の臣節をよく表しております。また、その

臣節を物語る証拠として、彼は劉裕篡奪による改元以降、干支のみを記して、一度として宋の年号を用いなかつたといいます。実は、前に陶潛の潜は本名で、淵明は字だと言いましたが、近藤先生によると、彼は晋の時代に淵明を名乗り、字は元亮といいましたが、宋の時代に至つて本名を潜と改めたのであり、この改名の事実によく彼の志が現れていると述べられているのです。すなわち、潜とは潜伏のこと、宋には仕えないとう意思の表明でしょう。これらのことから、彼は死後「靖節徵士」の謚（おくりな）を贈られてました。ここでいう「靖節」は節義に安んずるの意、「徵士」は前述の通り、王朝の変革に際し徵せられるも節を守つて出でざる人物の称です。



〈伯夷と叔斎〉

『後出師表』と『帰去来辭』

先に、『後出師表』の「臣鞠躬力を尽くし、死して後已まん。成敗利鈍に至りては、臣の明能く逆じめ觀るところにあらざるなり」の語は、『帰去來辭』の「かの天命を樂しみ復たなにをか疑はん」に展開したと述べました

が、その意味について近藤先生は、「天命を楽しむとは、為すべきことを尽くして成敗利鈍はすべて天に委して顧みざるところから生じる晴朗豁達にして自由の心境であつて、『後出師表』の末にいふところに等しい」と解説されています。それは絅斎の『講義』において「此の篇の大旨、淵明の氣象の洒落高逸なるところを知るを以つて要とす。末句の夫れ天命を楽しみ復た何を疑はんと云えるもの、実際に淵明胸襟見処のつまるところ、是に於いて見るべし。若しこの一句あらずんば、只劉伯倫・王績が『酒德の頌』『醉鄉の記』などと同じ類におちて、徒に世を憤り俗を嫉むの詞とみゆべし。淵明の宋に仕えざる大義の出處も此の胸中より根ざし出るなればこそ、義に安んじ悔いること無くして、其の節義を全くせられたれ、然るを是を以つて但貧賤富貴の中に心を動かさず、能く操を立てられた計り思ふは浅いことぞ。」とあり、また強斎講義においても「天命は職分のこと。せで叶わぬ我々に得た当然の君に仕える忠、親に事る孝と云ふ、大倫大綱のことなりに変ぜず、火の常に熱く、水の常に寒いと云ふ様に天命なりに身をかへぬことを樂と云ふ。晋を忘れず晋なりに義を守つて何に疑ふことがあるもので有ふとのこと極めて明らかな云ひ様ぞ。絅斎先生もこの一言がなければ『酒德頌』や『醉鄉記』をよむも一つになるとをせられた。『帰去來』一篇の眼、淵明の淵明たる処はこそ。」と述べられているのでも判ります。

梅田雲浜先生生誕二〇〇年記念墓参報告



〈海禅寺墓所にて（中央、梅田氏）〉

（挨拶文）

崎門学研究会代表の折本でございます。本

日は梅田雲浜先生生誕二〇〇年記念墓参にご参列下さりまことにありがとうございます。

甚だ簡素ではございますが、お陰様でお参り

を滞りなく終えることが出来ました。本日は

光榮にも、雲浜先生の玄孫で現梅田家当主で子孫で現梅田家当主の梅田昌彦様を始め、遠

くは愛媛県から学生の方々に至るまで、総勢十四人のご参列を賜り、意義深い会になりました。また墓参後は近くの喫茶店で懇親会を開き、梅田様を囲んで、雲浜先生に纏わる貴重なお話を伺う事が出来ました。

なお、墓参の模様は、一水会の機関紙である『レコンキスタ』平成28年1月号で紹介されましたので、詳細はそちらをご覧頂くとして、ここでは特に、当日小生が読んだ挨拶文を掲載致します。

梅田雲浜先生は今から二〇〇年前の文化十二年六月七日、現在の福井県小浜市に生まれ、安政六年の九月十四日に江戸で亡くなりました。その四十五年の御生涯のなかで、先生は幕末志士の領袖として、主として御所のまします京都で国事に奔走され、終には安政の大獄で捕縛され非業の死を遂げられたのであります。ちなみに、先生のお墓がここ海禅寺にあるのは、このお寺が、京都から護送された雲浜先生の身柄を預かっていた小倉藩主小笠原家の菩提寺であった機縁に由るそうです。

先生の御生涯や功績については、これまで多くの本や論文が出され、私も『崎門学報』第五号で書きましたので、詳しくはそれらをご覧下されたく存じますが、本日私共がこう

して崎門学研究会の主催で雲浜先生のお墓に参りましたのは、早くから崎門学を修め、あくまで皇室中心主義の立場から君臣内外の分別を正すことを説くこの崎門学の忠実なる実践者として先生を捉え、そのご功績を顕彰すると共に、万分の一でもその崇高なお志を継承することを期するからであります。

先生の勤王論は、必ずしも討幕でも攘夷でもありませんでした。しかしてその主眼は一重に御観慮をやすんじ奉ることにあつたのです。しかし幕府はその御観慮を蔑ろにし「違勅不信」の罪を犯したことで命運が尽きました。また雲浜先生は、開国通商それ自体に反対していたのではなく、外国の強圧による開国通商が國体の尊厳を損なうことを危惧しておられたのです。ご観慮をやすんじ奉る、この事は、今日も内外に多くの問題を抱える我が國の国民が深く心に致さねばならないと思います。

先生は平生酒に酔うと必ず浅見納齋が作ったという『楠公の謡』を愛吟しておられたそうです。残念ながら謡い方は分りませんが、最後にこの謡を朗読させて頂きまして、主催者の挨拶に代えさせて頂きます。お手元の資料に、『正成』と題した雲浜先生直筆の写しがありますので、ご参照ください。「其時正成はだの守(まもり)を取り出し、是は一年(ひどせ)都ぜめの有りし時、下し給へる縁旨なり、世は是迄と思ふにぞ、汝に是を譲るなり、我ともかくもなるならば、尊氏が世とな

りて、吉野の山の奥ふかく、観慮悩ませ給はんは、鏡にかけて見る如し、さはざりながら正行よ、しばしのなんをのがれんと、弓張月の影くらく、家名を汚すことなけれ、父が子なればさすがにも、忠義の道は兼てしる、うちもらされし郎党を、あはれみふちし、かくれ家の、吉野の川の水清く、ながれたえせぬ菊水の、旗をふたゝびなびかして、敵を千里にしりぞけて、観慮をやすめ奉れく」

本日はまことにありがとうございました。

その他活動報告

11月15日

一泊二日で小浜を訪れた。目的は、市内で開かれた梅田雲浜生誕二〇〇年記念特別資料展を參觀し、小浜にある雲浜所縁の地を巡る事である。生憎の雨天の中、以下の順に回った。

(下写真)

①松源寺にある梅田雲浜墓所

②小浜城郭跡

③雲浜生誕の地

④順造館正門（現福井県立若狭高校順造門）

⑤梅田雲浜生誕二〇〇年記念特別展（於若狭図書學習センター）

⑥小浜公園にある雲浜先生碑及び歌碑

11月20日

第一回『靖献遺言』を読む会を開催

(場所：浦安中央図書館) 第二巻諸葛亮



⑥

上④

下⑤

③

①

森銑三が発掘した『余慶編』

山口春水の名は、崎門学の重要なアキスト「強斎先生雑話筆記」を録した功績で知られる。内田周平先生は、雑話筆記について「崎門学風を考ふるに以て必讀之書と為す」と書かれている。近藤啓吾先生は、「山口春水の歌稿」で、春水の歌を紹介した上で、「…興に乗じては詩を賦し歌を作つて情をやる人物でもあつた。篤学篤行、しかも風雅の士人であつた。このやうな人であつたから、師の言行を筆録して活けるが如き強斎を伝へた『雑話筆記』を遺すことができたのである」と指摘されている。

本稿では主に、春水の子重遠が著した『余慶編』を解説した森銑三の文章に依りながら、春水の事績を整理しておきたい。

『余慶編』の書名は、「積善の家、余慶あり」（易経）を受けたものであり、京都大学名誉教授の藤井讓治氏が指摘するように、父春水をはじめとする祖先の「積善」に感謝し、子孫にたいし「國家の大恩を忘れず、祖先の辛苦をおろそかにせざらんこと」を願つて書かれたものである。森銑三は、昭和七（一九三二）年に、山崎闇斎の二百五十年祭展覽会開催のため、小浜藩主酒井家の家史編纂所を訪ねた

崎門列伝⑤山口春水 (当会顧問) 坪内隆彦

際、借りた資料の中から『余慶編』を発掘した。森は、昭和八年に『東洋文化』(四月号)に「山口春水」を寄せ、「余慶編」を詳細に紹介したのである。森はここで、次のように評している。

「春水の人物を一言にして評せば、忠誠の士といふに尽きるであらう。春水の心事は、あくまでも潔白だつた。国家社会のためを図ると同時に、自己の自党の利益を図ることを忘れまいとする世の政治家達とは、全くその選を異にした。」

春水は、一生を通じて清貧に甘んじた。家事は用人に任せたまゝ、日夜だゞ公事にのみ尽疼し、家財衣食は事を欠くのを意ともせず、少しも僭上の沙汰がなかつた。

春水は、元禄五(一六九二)年に小浜藩士として誕生した。『余慶編』からは、春水が幼児から激しい気性だつたことが知られる。

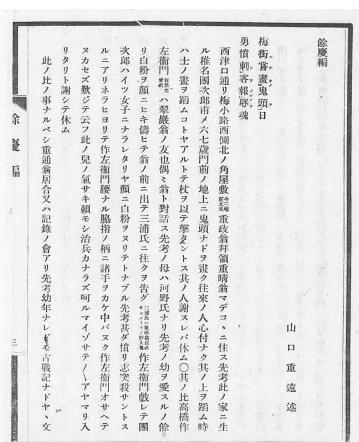
敦賀町奉行としての活躍

十二歳の頃、春水は小浜の町人の子である小栗兄弟に出会つた。このとき、小栗兄弟がすでに『史記』や『左伝』を読んでいたのに、

武士の子である自分が仮名書の『太平記』を読むにとどまつていたことを、非常に悔しかつた。こうとして、彼の顔に白粉を塗つたことが天の博識となろう」と決心した。

ところが、その時、父の友人の高橋作左衛門という人が居合させていて、「顔に白粉を塗つたりして、いつ女子にならしやつた」とふざけて言つた。

これを聞いた春水は、眞赤になつて憤り、いきなり作左衛門に組みつき、その腰の脇指に手をかけ、それを抜いて作左衛門を刺そうとした。作左衛門はなんとか抑えて離さなかつたが、その鋭気に感じ入り、「この子の氣性は頼もし。治兵衛(春水)殿必ず叱るまい。さてさてあやまり申しした」と、幼童に向つて前言を謝したという。



『余慶編』

玄悦の紹介によつて若林強斎に入門した。強

斎との対面を、春水は「雲霧を開いて天日を見るが如き思ひをした」と書き残している。

一方、春水は若い頃から孫子の兵法を好み、この方面でも研鑽を積んだ。

春水は、五年間に及ぶ熊河(現福井県大野市)の町奉行などを経て、敦賀の町奉行に就いた。当時、敦賀町奉行には、「同心」二組が属していたが、同心らが権力を行使して庶民を威喝し、私服を肥やす弊害を目立つようになつてゐた。代々の奉行は、それを止めさせることができなかつた。春水は、まずその悪弊を正そうとして、同僚の名和某に相談した。

ところが、名和は「同心は直々の組子で、支配所の民よりは親しい。それを、急に正そうとしては、組下の難儀が起ります」と言つて、応じようとしない。

春水は、「町奉行の同心は、支配所を治めさせるための組子ではないか。その組子のために、支配所が思うのを打ち捨てる道理はあるまい」と主張し、断乎として改革に着手した。

半左衛門は涙を流して感謝した。退出して同心たちに顛末を伝えると、一同は大いに喜び、同時に大いに懼れ、以後は威權を振るうことなどはしなくなつたという。近藤啓吾先生は「君を思ひ民を憂へることを忘れぬ忠誠の吏人であつたのみでなく、その行動はすべて師強斎より伝へられた崎門の精神によつて貫かれてゐた」と書かれている。

春水は、まず同心の小頭増田半左衛門を呼んで、こう言い渡した。「その方等、仲間の者に、從来町方から金銀を借り受け、頼母子を頼み、あるいは我意を振る舞い、馳走を受けたりしたことがあつただろう。それらを包み隠さず、有体に書き上げて、人別に封印して出せ。相互に相談して書くようなことがあつてはならぬ。ただ己の覚えのあることを、

真直に認めよ」と。

半左衛門は一同のために宥免を乞うたが、春水は許さず、「支配所の難儀を、奉行として見逃す道理があろうか。少しでも覆い隠すところがあれば、その者のためによくないぞ」と重ねて警告した。

春水は許さず、「支配所の難儀を、奉行として見逃す道理があろうか。少しでも覆い隠すところがあれば、その者のためによくないぞ」と重ねて警告した。

小浜藩の崎門学発展の礎

この時期、春水は氣比宮で、神道を説き、
経書を講じたりしたが、当時の敦賀には学問
を重視する気風が育つていなかつた。志のあ

る者がいても、読むべき書がない状況だった。そこで春水は、同宮に「納書の法」を定め、書物自ら率先して蔵書を寄進した。そして、書物を同宮に納めた者は、その文庫の書の借覧を許される規約を定めた。

こうして、人々は競つて書物を納めるようになり、数年の間には、経書子類のみならず、『通鑑綱目』を始めとして、史書などの書物までも備えられ、一通りの書物には事欠くことがなくなつた。春水は喜んで、その蔵書には「越前国角鹿氣比宮藏書」とした八角の朱印を捺した。こうして、敦賀に講学の風が興つたのである。

春水は、藩政を立て直そうとした第七代藩主酒井忠用のもとで総奉行として活躍したが、その功を妬む者も多く、讒言によつて延享三（一七四六）年に左遷され、寛延元

(一七四八)年、五十七歳で隠居した。この間、特筆すべきは、春水の推薦によつて、忠用が寛保三(一七四三)年に望楠軒二代講主の小野鶴山を招聘したことである。やがて、小浜藩では九代藩主忠貞時代の安永三(一七七四)年に順造館が開校され、崎門学が採用され、「靖獻遺言」が必須科目となる。春水の行動が、小浜藩の崎門学発展の礎ともなつたのである。

寄稿 尚友会実践録

三浦
綱

子曰、内省不疚、夫何憂何懼
子曰わく、内に省みて疚しか

か。内に疚しいところがあつては、教壇には立てない。」

子曰わく、内に省みて疚しからずんば、夫れ何をか憂え何をか懼れん。

徳増杏名、愛媛大学四回生、中学校教諭を目指す彼女は数か月にわたる教員採用試験会格のための対策講座に参加していた。その内容は自己PRの書き方、本番にどういった質問

己PRの書き方」「都道府県別対策」の類の本を全て処分し、講座を辞退した。その心はすつきりと晴れ渡り、この日から、何年かかっても、一生かけてでも、本当の意味での教員になろうと心に決め、人の人たる道を勉強して

【先の梅田雲浜先生記念墓参では素敵な出会いがあつた。愛媛から遠路ご参列頂いた三浦兄弟との出会いである。三浦兄弟は愛媛大学の学生として教育者を志し、同郷の同志と尚友会を組織して、日々、道の実践に努めておられる。そこで本稿では、その求道実践の記録を留め、以つて読者の御高評を仰ぐ。】

徳増杏名、愛媛大学四回生、中学校教諭を目指す彼女は数か月にわたる教員採用試験会格のための対策講座に参加していた。その内容は自己PRの書き方、本番にどういった質問がされるか、それに対してどういった答えをするのが良いのかなどを形式的に教わるものであつた。その他にも様々なカリキュラムが

組まれていたが、その詰まる所は「身上の榮達、「教員採用試験一発合格」であった。合意に阿るためのあらゆる処世術を教え込まれ格のためには嘘偽りであつても恥ずることのない自己PRの書き方をはじめ、教育委員会の意に阿るためのあらゆる処世術を教え込まれ

己PRの書き方」「都道府県別対策」の類の本を全て処分し、講座を辞退した。その心はすつきりと晴れ渡り、この日から、何年かかっても、一生かけてでも、本当の意味での教員になろうと心に決め、人の人たる道を勉強している。

筆者が思うに、疚しいことを反省し、辞めるということは大変重要なことである。疚しいことを続けていると、己の過ちを無意識に隠そうとして、聖賢の教えを虚心で受け入れることができない。内に省みて、学問の妨げとなつてていることが有るときには、勇気をもつて決断することが必要である。



皇紀二千六百七十六年
三十二回 紀元節奉祝式典

時論（その一）

安倍首相は皇統護持の実を挙げよ

折本龍則

待ったなしの皇統問題

第二次安倍内閣が発足してから三年がたつた。元来、安倍首相は保守政治家を以って自任し、自民党が政権を奪還した先の総選挙では、「日本を取り戻す」といつて首相に返り咲いた。しかしその安倍首相が、わが国存立の根幹をなす御皇室の問題について、いまだ何らの方策を講じていなければ、わが国の宰相として、いわんや保守政治家として、怠慢の誇りを免れない。

有史以来、我が国の皇位は、男系による継承が貫かれてきた。ところが戦後、昭和四十一年の秋篠宮ご誕生以来、御皇室には久しく男児のご誕生がなく、近年に至り、将来的な皇位継承者の不在による皇統断絶の危機が発生した。そうしたなかで、平成十七年、時の小泉首相の私的諮問機関である「皇室典範に関する有識者会議」は、皇位継承資格者を男系男子に限定する現行の皇室典範を改正し、女性・女系天皇を容認する内容の報告書を首次に提出し、物議を誘発した。ところが、翌平成十八年に、悠仁親王ご誕生の傍聳が訪れ、澎湃たる奉祝ムードのなかで、皇室典範改正

の議論は沙汰やみになつた。しかし、親王のご誕生を以つても依然として将来世代の皇位継承資格者が不足している現状に変わりはなく、将来、親王に男児がお生まれにならなければ同じ問題の繰り返しになるのであるから、現行典範のもとでは安定的な皇位継承は期しがたい。

本来、皇室典範は皇室の家法であり、我々国民が云々すべきではない。戦前の皇室典範は、皇室の家法であり、帝国議会の協賛を要さない不磨の大典であつたが、戦後、アメリカによる占領下で制定された現行の皇室典範は、憲法の下で国会の議決に従う一般の法律に格下げされたため、畏れ多くも我々国民が議論せざるをえなくなつた。また、この皇位継承の問題は、男系女系の如何によらず、現在の内親王・女王方が結婚などによって皇籍を離脱されるまでに結論を出さねばならず、事態は一刻の猶予も許さないのである。

「有識者会議」の論拠

さて、前述した「有識者会議」の報告書は、典範改正の基本的視点として第一に「国民の支持と理解を得られること」、第二に「伝統を踏まえたものであること」、第三に「制度として安定したものであること」を示し、それぞれ、以下のようないわゆる女性女系天皇容認の根拠を挙げている。

まず第一の「国民の支持と理解」に関して、現行の男系男子による継承は、非嫡系な

論駁すること以下の通り。

皇室典範は不磨の大典

いしは傍系の担保がなければ制度としての安定性を保てない。男系男子派は、戦後の昭和二十二年に臣籍降下した旧宮家の皇籍復帰を主張しているが、これらの旧皇族は、皇籍を離れて久しく、今上陛下と共に祖先は約六百前の室町時代にさかのぼる遠い傍系であり、国民が皇族として受け入れるか懸念がある。一方で、現在の「象徴天皇制度」は過去のどの時代よりも皇族として生まれ育ち国民に親しまれていることが重要であり、男性優位の価値観が変容した今日の国民にとって、男女や男系女系の別は重要でない。

次に第二の「伝統を踏まえたものであること」に関して、歴史的にも一旦皇籍を離れた皇族が、再び皇籍に復帰した例は平安時代の二例しかない反面、女性天皇は、八人十代の前例が存在する。皇位継承の伝統の本質は、男系ではなく世襲にあり、男系への固執によって、本質的な伝統としての世襲を危うくするのは本末転倒である。

そして第三の「制度として安定したものであること」に関して、現在の皇室は、非嫡出が認められず、近年急速な少子化が進む社会の動向と相即するかのように、出生数の減少が続いている。こうしたなかで、男系男子を維持しながら、皇位継承資格者を安定的に確保することは不可能であり、その対策として、男系男子派が主張する旧宮家の皇籍復帰も、

これに対しても、男子護持の立場から、以上をすべてくして臣民の公議に付すべきに非ざればなり」と述べている。

こうした性格を持つ皇室典範が戦後は一転して国会の支配下におかれたのである。これは現行憲法で「国民の総意」に基づくとされた「象徴天皇制」の趣旨によるものであるが、いくら「国民の総意」に基づくとはいえ、だからといって、我々国民が今日の価値観や政治的都合で皇位継承のルールを変更し、ご皇室の命運を左右する資格などなく、最終的に

は当事者たる陛下御一人のご聖断を仰ぐべき問題である。あるいは逆に、一度御聖断が下れば、「国民の支持と理解」は自ずとついてくる。このように、報告書のいう「国民の支持と理解」は典範改正の結果ではあつても要件ではない。

女帝は「前例」ではなくて「例外」

次に第二の「伝統を踏まえたもの」に関して、たしかに我が国史上には、第三十三代推古天皇、第三十五代皇極天皇、第四十一代持統天皇、第四十三代元明天皇、第四十四代元正天皇、第四十六代孝謙天皇、第一百九代明正天皇、第一百七十七代後桜町天皇、そのうち皇極天皇が重祚して第三十七代斎明天皇、孝謙天皇が重祚して第四十八代称徳天皇、かくして八人十代の女性天皇がおはしますが、この八方は何れも男系皇女であり、その内、推古天皇、皇極天皇、持統天皇、元明天皇は前天皇ないしは皇太子の寡婦で即位後も再婚されず、残りの元正天皇、孝謙天皇、明正天皇、後桜町天皇も生涯処女を貫かれたから、少なくとも女系皇子は残されていない。

- 【歴代女帝一覧】
- ⑬推古天皇
- ⑮皇極天皇(⑯齊明天皇)
- ⑭持統天皇
- ⑮元明天皇
- ⑭无正天皇
- ⑯孝謙天皇(⑰稱徳天皇)
- ⑲明正天皇
- ⑳後桜町天皇

またそれぞれのご即位の経緯をみても、男系皇子が即位されるまでの臨時ないしは中継ぎの性格が強い。例えば、推古天皇は敏達天皇の皇后であり、蘇我馬子による崇峻天皇の弑逆という大変事の後に即位されたが、これは摂政である聖徳太子への譲位を前提にしたものである。また皇極天皇は舒明天皇の皇后であり、その御即位は中大兄皇子の年長し給うを待たれたものである。また持統天皇は天武天皇の皇后であり、草壁皇子の早世し給いし後、その皇子である文武天皇の成人まで皇位を保たれた。元明天皇は草壁皇子の妃にして文武天皇の母君であり、元正天皇はその長女であるが、いずれも文武天皇の遺子である聖武天皇の年長し給うを待たれた。さらに、後水尾天皇の皇女である明正天皇は、弟宮の後光明天皇が十歳になられるのを待つて譲位され、後桜町天皇も、弟宮の桃園天皇が若くして崩御された後、幼少の後桃園天皇が元服されるまでの中継ぎとして即位されたのである。このように、我が国史上における女帝の存在は、皇位継承の伝統にとつて、前例といふよりは例外の意味合いが強い。

これに対しても、皇籍復帰の前例が平安時代の二例しかないというのは、第五十九代宇多天皇と第六十代醍醐天皇の父子二代のことであり、なかでも醍醐天皇は臣籍の出身であるが、この父子二帝こそ、それぞれ「寛平の治」、「延喜の治」として知られる天皇親政を敷き、皇運隆盛の時代を築いた名君に他ならない。

過去の教訓

また我が国は歴史上、皇統断絶の危機を三度経験しているが、その都度、女帝による中継ぎはあつたにせよ、男系による皇統継受を守り通している。まず、最初の危機は、第二十五代武烈天皇から第二十六代繼体天皇への繼承の際である。武烈天皇には皇嗣がなく、

応神天皇五世の末裔である男大迹王（おほと

のおほきみ）が繼体天皇として即位し、武烈

天皇の姉妹である手白香皇后を皇后に迎え入

れた。第二の危機は、第一百一代称光天皇から

第二百二代後花園天皇への繼承の際である。第

一百代後小松天皇の即位による南北朝の合一

後、後小松天皇の皇子である称光天皇が皇位

を継がれたが、若くして崩御され、皇子も皇

弟もなかつた。そこで、北朝第三代崇光天

皇の皇子崇仁親王を初代とする伏見宮家の三

代目が後小松天皇の「猶子（親戚から入る養

子）」として迎え入れられ、後花園天皇とし

て即位された。第三の危機は、第二百十八代後

桃園天皇から第二百十九代光格天皇への繼承の際である。第二百十六代桃園天皇が若くして崩

御し給いし時、皇子の後花園天皇が幼少にま

しましたため、桃園天皇の姉君である後桜町

天皇が中継ぎとして即位された。これは前述

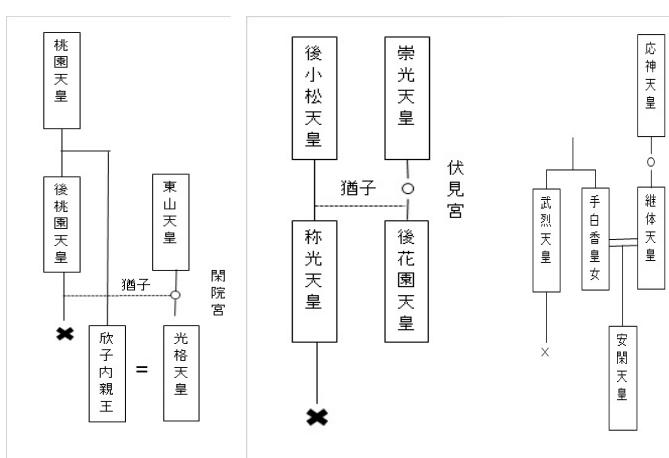
の通りである。しかし、その後花園天皇も、

在位十年で崩御し給い、皇嗣も欣子内親王お

一人であつた。そこで急遽、後花園天皇の例

に倣い、東山天皇の皇子直仁親王を初代とす

る閑院宮家から猶子が迎え入れられ、光格天皇として即位された。この光格天皇は、上述した後桃園天皇の遺子である欣子内親王を皇后に迎えられている。



このように、天皇に直系の皇嗣が女性しかおられない場合、皇位を継がれたのは、直系の皇女ではなくて傍系の男性皇族であり、かつその傍系の皇胤を、血統上の系譜は動かし様もないが、皇統譜の上で直系に組み入れる、もしくは近づけるために、上皇や今上天皇の猶子にする、さらには遠い傍系からの繼承という印象を和らげるために直系の皇女なしは女王を皇后に迎えて地位の安定を図る、と

いうのが皇位継承の伝統なのであって、直系維持のために女性・女系天皇を容認するには我が国の伝統に反する態度である。

また、女性天皇と女系天皇は、峻別すべきであり、歴史上の例外を認めて女性天皇は容認すべきだという立場も存しようが、以上でみたように、男系皇嗣を前提にした中継ぎとしての即位でなければ皇統護持にとって意味をなさないし、今日の価値観に鑑みて、その女帝が過去の八方のように寡婦ないしは処女としてのお立場を貫かれることは困難である。とすれば、当然に臣籍から皇夫を迎えざるを得ず、その皇夫との間に生まれた御子は女系といえども皇子であることに変わりはないのであるから、またもや女系天皇の是非をめぐる問題が生じるのは必定である。

女系天皇は事実上の易姓革命

実は、かつて明治典範の制定に際しても、女性天皇をめぐる同様の議論が存在した。当初宮内省は、女性・女系による皇位継承を可能とした「皇室制規」を立案したが、伊藤博文の側近で明治憲法の起草に携わったことで知られる井上毅は、この「皇室制規」に反対して伊藤に提出した「謹具意見」のなかで次のように述べている。

「今此の例に依り、かしこくも我国の女帝に皇夫を迎へ、夫の皇夫は一たび臣籍に入り、譬へば源の某と称ふる人ならんに、其皇夫と女帝との間に皇子あらば即ち正統の皇太子と

して御位を継ぎ玉ふべし。然るにこの皇太子は女系の血統こそおはしませ、氏は全く源姓にして源家の御方なること即ち我が国の慣習に於ても又歐羅巴の風俗にても同一なることなり。・・・欧羅巴の女系の説を採用して我が典憲とせんとなれば、序にて姓を易ふることも採用るべきか、最も恐しきことに思はるゝなり。」

すなわち、もし女性天皇が皇夫を迎えられ、その間に生まれた皇子が女系天皇として即位されたとしたら、その時点では皇統は皇夫の姓に移り、易姓革命が起つたことになる。いうまでもなく、我が皇室の尊厳なる所以は、皇統が万世一系であり、一度の革命も経ていないう事実に存する。したがって、女性・女系天皇によつて、事実上の易姓革命が起るのであれば、皇位の正統性は失われ、下手をすると、奸臣曹丕によつて後漢の獻帝が廢された後、かつて草鞋売りをしていた劉備玄徳が前漢景帝の子、中山靖王の末裔であること的理由に帝位に就いた例ではないが、遠い傍系の男系が我こそは正統なりと皇位を僭称し出してもおかしくはない。

そこで最後に第三の点に關してであるが、女性・女系天皇の容認は、報告書がいうように「象徵天皇制」の安定をもたらすどころか、かえつて我が国に皇位の正統性をめぐる騒乱を惹起し、ご皇室そのものを危殆に瀕せしめる可能性すらある。

実を挙げるべきである。

性・女系天皇は容認すべきでなく、あくまで男系男子を護持すべきである。しかしその際、女性・女系派がいみじくも指摘するよう、安定的な男系継承を確保するためには、非嫡系ないしは傍系による継承を担保する必要があるから、戦後臣籍に降下した十一の宮家を皇籍に復帰させるべきである。そして直宮に

皇嗣が不在の場合は旧例に倣い、それらの宮家から男性皇族を今上陛下の猶子として迎え入れ、国民と親しみのある皇女ないしは女王を皇后ないしは妃に迎え入れることで皇位の安定を図るのである。先に、現在の内親王などは女王が皇籍を離脱されるまでの間に、いしは女王が皇籍を離脱されると述べたのはそのためである。具体的には、現行典範第九条の規定を改め、天皇及び皇族が全ての宮家から男系の養子を迎えることが出来る旨明記すればよい。

こうした典範の改正は、現行憲法の元で国会の議決を要するものとされているが、前述したように皇室典範は本来、皇室の家法であるから国民の「支持と理解」に依拠するものではなく、また法律としても、制定されたのは現行憲法の施行前であるから、憲法の統制に服するものでもなく、政府がご聖旨を挙げて改正を国民に通知すれば足る。

よつて安倍首相はいまこそ、天皇国日本の宰相として、そして保守を自任する政治家として、陛下のご聖断を仰ぎ、以つて皇統護持の実を挙げるべきである。

時論（その二）

アメリカの干渉を排す折本龍則

日韓合意の衝撃

昨年末の安倍首相による日韓慰安婦合意には愕然とした。安倍首相はこれまで、いわゆる「従軍慰安婦」は韓国側のねつ造であると主張してきたが、今回は掌を返したように、我が國の責任を認めて謝罪し、「慰安婦基金」なるものに十億円を拠出することになった。過去の日韓基本条約で我が國の法的賠償は済んでいるが、この拠出は事実上の追加賠償に他ならない。現在も世界中のいたるところに韓国人の売春婦が存在している様に、戦時下の朝鮮半島にも多くの朝鮮人慰安婦がいたことは推測に難くないが、彼女たちが我が軍に売春を強要された、いわゆる「従軍慰安婦」であつたことを裏付ける証拠はない。この問題は我が国の祖先の名譽と国家の尊厳に関する問題であるから、政府は、「従軍慰安婦」の存在を認めてはならないし、ましてや謝罪も賠償もしてはならなかつた。特に安倍首相は、かねてから「戦後レジームからの脱却」を標榜し、民主党政権の対中韓外交を弱腰といつて非難し、自民党が政権を奪還した平成24年の総選挙では「日本を取り戻す」といつ

て政権に返り咲いた人物である。その彼が、あの民主党でもなし得なかつた屈辱的譲歩をしてしまつたのである。今回の合意によつて、安倍首相は自らを政権に押し上げた保守層の期待を裏切り、皮肉にも河野・村山談話の上塗りをすることになった。

曰く「戦後レジームからの脱却」、曰く「日本を取り戻す」、こうしたスローガンで保守層を幻惑しながら、現実には裏腹の政策を推進しているのが、安倍首相の実態ではないか。思い返せば、第一次安倍内閣では靖国参拝を見送り、第二次安倍内閣の発足後も一年以上参拝を遅らせた。この辺から怪しくなりだしたが、戦後七十年談話に際して、あっさりと河野・村山談話を継承したのには唖然とした。また表向きには中国や北朝鮮の脅威を強調し、日米同盟の強化の名の下に集団的自衛権の行使を法制化しながら、現実には軍事的な対米依存＝従属を強化し、さらには妥結ありきのTPP交渉によって、我が国を軍事的のみならず経済的にもアメリカに従属させようとしているように見える。

アメリカの圧力

一説によると、今回の慰安婦合意の背景には、日韓の和解によつて親米同盟を形成し、対中抑止を図るアメリカの圧力があつたといふ。たしかに、目下、安倍政権が進める安保法制やTPPのほかに、原発再稼働や武器輸出三原則の撤廃、特定機密保護法の制定など

は、ジャパン・ハンドラーとして知られるリチャード・アーミテージ米元国務副長官が二〇一二年に出した『第三次アーミテージ・レポート』における提言の内容と奇妙な程一致しており、同レポートのなかでは、我が国の歴史認識についても「同盟国に最大限の可能性を示すためには、日本は韓国との関係を複雑にし続けていた歴史問題を直視する必要がある。東京は、両国間の関係における長期的な戦略的見通しを考察し、根拠のない政治的発言を避けるべきである。三国間の防衛協力を強化するために、東京とソウルは未決のGSOMIA（軍事情報包括保護協定）とASCA防衛協定を締結し、三国軍事協約を締結していく必要がある」とあり、まるで今回の日韓合意を予言するようなことが記されているのである。

歴史認識におけるアメリカの我が国に対する干渉は露骨だ。安倍首相による平成25年の靖国参拝に対しても、アメリカ政府が「失望」を表明したのは記憶に新しいが、昨年4月の安倍首相による米議会演説に際しても、上述したアーミテージ氏は、「世界の聴衆に対して、誠実さを示せ」と発言し、さらにアメリカ政府のローズ大統領副補佐官も、安倍首相が議会演説で日韓関係改善のために、村山談話を継承すべきだと述べている。このように、アメリカはいわゆる「A級戦犯」が合祀された靖国神社への参拝に反対し、「従軍慰安婦」の問題についても、かねてから我が国の韓国

に対する外交的譲歩を求めてきた。安倍首相はその外圧に屈したことだろう。ちなみに上述のアーミテージ氏は、昨年秋の叙勲において、イラク戦争を指導した「A級戦犯」であるドナルド・ラムズフェルド元国防長官と共に、かつての勲一等に相当する「旭日大綬章」を受章している。

愛国詐欺？

こうした安倍政権によるアメリカへの露骨な従属政策にも関わらず、アメリカは我が国と韓国を天秤にかけ、忠誠心を競わせている。もし、安倍首相がいうように、我が国がアメリカと「価値を共有する」同盟国であるならば、なぜアメリカは国内のカリフォルニア州グレンデール市やミシガン州デトロイト市で、韓国系の反日団体によって慰安婦像が次々と設置されたのを静観し、放置しているのか。特に、デトロイト市の慰安婦像が韓国人文化会館の前庭、つまり私有地に設置されたのに対して、グレンデール市の慰安婦像が設置されたのは、市の中央図書館に隣接する市有地の公園、つまり公有地であり、これは

我が國の「地方議員団」などが抗議活動を行つていることを意味する。現地では、日系住民やグレンデール市が政府として日韓の歴史問題に容喙し、「従軍慰安婦」の宣伝に加担しているが、我が国が政府として正式に、グレンデール市ないしはアメリカ政府に対して抗議してはいない。二〇一四年、中国政府がハル

第一回、『靖献遺言』を 読む会のお知らせ

読む会の開催日時

第二回、『靖献遺言』を読む会の開催日時が決まりましたので、お知らせいたします。

テキストは前回に引き続き、近藤啓吾先生の『靖献遺言講義』(国書刊行会)を使用します。

また次回は第五巻の文天祥を読む予定です。

で、文天祥の作として有名な『正氣歌』と併せて藤田東湖、吉田松陰、広瀬武夫による同作も併せて味読したいと思います。『正氣歌』のテキストは、横不二夫著『正氣歌詳解』(明治37年、文禄堂)を使用いたします。つきましては、振るつてのご参加をお持ち致しております。

日時：平成28年2月7日正午開始
場所：千葉県浦安市当代島1-3-2九
アイエムビル5F

(折本)

ピン駅に安重根記念館を建設した際には、外務省が中国政府に抗議したが、「同盟国」では厳重な抗議を申し入れないのか。それが「日本を取り戻す」ということではないのか。口では愛国を唱えながら、行動ではアメリカに従属し、国家の尊厳を守れぬならば、もはや彼の所業は「愛国詐欺」と言われても仕方あるまい。